附　則
この条例は、昭和 37 年１月１日から施行する。
附　則（昭和 39 年８月１日条例第 49 号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（昭和 42 年８月１日条例第 27 号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（昭和 44 年７月 10 日条例第 41 号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（昭和 46 年３月 15 日条例第 15 号）
この条例は、昭和 46 年４月１日から施行する。
附　則（昭和 46 年７月 21 日条例第 45 号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（昭和 47 年 10 月 20 日条例第 43 号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（昭和 52 年 10 月 20 日条例第 41 号）
この条例は、昭和 53 年４月１日から施行する。
附　則（昭和 62 年 12 月 21 日条例第 35 号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成３年３月７日条例第 21 号）
この条例は、平成３年７月１日から施行する。ただし、目次中「・第 43 条」を「ー第 43 条の２」に改める改正規定、第 42 条及び第 43 条の改正規定、第 43 条の次に一条を加える改正規定並びに第 44 条及び第 45 条の改正規定は、公布の日から施行する。
附　則（平成５年７月 16 日条例第 28 号）
（施行期日）
１　この条例中第１条の規定は、公布の日から、第２条及び次項の規定は平成６年１月１日から施行する。
（経過措置）
２　この条例（第２条に限る。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附　則（平成７年３月 10 日条例第 25 号）
（施行期日）
１　この条例は、平成７年７月１日から施行する。ただし、別表の改正規定及び附則第３項の規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
２　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
３　この条例の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成４年法律第 82 号）第１条の規定による改正前の都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、同条の規定による改正後の都市計画法第２章の規定により行う用途地域に関する都市計画の決定に係る同法第 20 条第１項（同法第 22 条第１項において読み替える場合を含む。）の規定による告示があった日までの間は、改正前の建築基準法施行条例別表の規定は、なおその効力を有する。
附　則（平成 12 年３月 24 日条例第 39 号）
この条例は、平成 12 年４月１日から施行する。
附　則（平成 12 年７月 14 日条例第 49 号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成 12 年 12 月８日条例第 75 号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成 15 年 10 月 17 日条例第 61 号）
（施行期日）
１　この条例は、平成 16 年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（使用料及び手数料条例の一部改正）
3　使用料及び手数料条例（昭和 31 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）
4　千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 12 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附　則（平成 17 年 10 月 25 日条例第 97 号）
（施行期日）
1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 53 条第 1 項の改正規定（「20 万円」を「50 万円」に改める部分に限る。次項において同じ。）は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
2　この条例（第 53 条第 1 項の改正規定に限る。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）
3　千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 12 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附　則（平成 19 年 3 月 16 日条例第 28 号）
この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 28 年 3 月 25 日条例第 24 号・条例第 28 号）
この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 28 年 6 月 28 日条例第 47 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 30 年 3 月 23 日条例第 5 号）
この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 30 年 10 月 19 日条例第 53 号）
この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）の施行の日から施行する。ただし、第 1 条の規定は公布の日から、第 3 条及び第 5 条の規定は平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

附　則（令和元年 10 月 18 日条例第 12 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和 2 年 10 月 20 日条例第 42 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和 4 年 10 月 21 日条例第 32 号）
この条例は、公布の日から施行する。